

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2459号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

第二七次地方制度調査会の最終報告が、いよいよ公表される。

論点は多岐にわたるが、新たな市町村合併の推進基準として、特定の人口規模が示されるか否かは、特に重要な争点であろう。しかし、先行する自民党プロジェクトチームの報告では、既に

「人口二万」が明記されており、最終報告でこの数字が書き込まれても不思議ではない。

それでは、なぜ「人口一万」なのだろうか。管見の限りでは、合理的な説明は見あたらない。

しかし、実は一万人という数字には、視点を変えれば、それなりの根拠がある。それは、条件不利地域とその自治体人口との関係を調べた時に見えてくる。例えば、「条件不利地域振興五法」といわれる法律、過疎、山村、半島、離島、特定農山村)に、なんらかの形で指定されている

なぜ、「人口一万未満」なのか？

東京大学大学院助教授

小田切 徳美

市町村の実数は二、一〇五自治体であり、それは全自治体の六五%に相当する。人口階層別に見ると、その数字は一、二万人の自治体で五六%、二、三万人で五三%、三、五万人では四五%であるのに対して、一万人未満の自治体では八五%もが五法のいずれかまたは複数に指定されている。

つまり、「人口一万未満」市町村の大多数は、条件不利地域である。また、そうした性格を持つ地域を全自治体から、取り出す時に「人口一万未満」は、活用しうる基準である。そうだとすれば、そのような数字が設定されるのは、条件不利地域への特別措置も、今後の争点とされるの



食欲

ではないかという心配も生まれてくる。特に、「いま合併を迷っているところがあるが、迷っているところは、結局、交付税があり、過疎償があり、離島や中山間地に対する傾斜配分があるという思いから離れられないのではないか」地制調第五回総会における野中広務委員・本誌五月十二日付(二四三八号)という発言に接する時、その心配はより強くなる。

しかし、そんな臆測はともかく、仮に人口一万未満市町村の合併が今後の焦点となるのであれば、新たな合併策は自治体再編であると同時に、条件不利地域の再編をも意味することは、間違いない。したがって、新たな市町村合併は、日本における条件不利地域やその大多数を占める中山間地域の将来ビジョンとセットで議論されるべきではないだろうか。議論は、まだ尽くされていない。

もくじ

政 策	過疎地域の8割が都市との連携・交流事業を推進 = 平成14年度過疎対策の現況(2)
政 策	環境と経済の統合を推進 = 平成16年度環境省予算概算要求重点施策【解説】.....(5)
活 動	平成14年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告 = 全国町村職員生活協同組合(8)
情 報	カプセルNOW&NEW(10)
随 想	仕事と運静岡県函南町長 芹澤伸行.....(11)
情 報	政策レーダー(12)

平成14年度 過疎対策の現況

過疎地域の8割が 都市との連携・交流事業を推進

平成14年度「過疎対策の現況」は、過疎地域が国土の約半分、市町村の4割弱を占め、人口流出による社会減のほか、出生率の低下や死者数の増加等により、今後も人口の減少が予想されるとしている。また、過疎地域はすでに全国に20年以上先行した高齢社会になっているともしている。

一方、過疎地域自立促進特別措置法により、過疎地域とされている市町村数は本年4月現在で1203で、このうち7割近くがUターン等に取り組み、また、自然体験や農作業体験などを通じて都市との連携・交流事業に8割近くの市町村が取り組んでいるとしている。



過疎対策の歩み

1、過疎問題の発生

「過疎」という言葉が政府の公式文書で初めて用いられ問題として取り上げられたのは、昭和42年に閣議決定された「経済社会発展計画」であった。

昭和30年以降、日本経済の高度成長に伴い第二次・第三次産業を主産業とする都市への人口集中は、農山漁村を中心とした地方の急激な人口減少をもたらした。地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすようになった。いわゆる過疎現象が問題となった。(前掲「経済社会発展計画」より)

2、過疎対策に対する立法措置

(1) 過疎地域対策緊急措置法

過疎問題の深刻化に伴い、過疎対策の早期確立を図るため、昭和45年、「過疎地域対策緊急措置法」(「緊急措置法」)が制定された。同法は一定の人口及び財政力要件を満たす76市町村(昭和45年5月1日現在)を対象に、財政、行政、金融、税制などの特別措置を講じるため10年間の時限立法としてスタートした。

(2) 過疎地域振興特別措置法

昭和50年代に入り人口減少率は鈍化傾向を示してきたが、過疎地域の公共施設の整備水準は依然低位にあり、また若年層を中心とした人口流出は高齢化をもたらし始めていた。このため「緊急措置法」に続く新たな立法措置として、「過疎地域振興特別措置法」(「振興法」)が10年の時限立法として制定された。この振興法では昭和55年4月1日現在で1119市町村が公示された。

(3) 過疎地域活性化特別措置法

「振興法」に続く平成2年4月には、「過疎地域活性化特別措置法」(「活性化法」)が施行された。この活性化法では、新たな過疎対策として、地域の個性等を活かした地域づくりやハードの整備のみならずソフト施策を含んだ総合的な地域発展を図ることを重視した。10年の時限立法として、平成2年4月1日時点で1143市町村が公示された。

(4) 過疎地域自立促進特別措置法

「緊急措置法」から「活性化法」までの30年間にわたる過疎対策の展開により、公共施設等の整備は相当程度進んだものの、道路や上下水道、情報通信施設や医療施設等、住民生活の基本的な部分では大きな格差が残されている。

こうした格差の是正とともに、これらの地域の自立促進を図るため、平成12年4月、「過疎地域自立促進特別措置法」(「自立促進法」)が10年の時限立法として制定され現在に至っている。

自立促進法により過疎地域として公示された市町村数は1129団体で、新法の過疎地域の要件を満たさない101団体については、「特定市町村」として5年間の激変緩和措置が講じられている。平成12年の国勢調査による追加公示を加えた平成

政 策

15年4月1日現在の公示された市町村数は、1203団体となっている。

過疎地域の現況

1、概要

過疎地域市町村数は、先にも述べたように平成15年4月1日現在で1203団体(53市、792町、358村)で全市町村の37・7%を占めている。過疎地域の人口は755万人と総人口1億2693万人の5・9%の割合となっている。さらに、過疎地域の面積は18万6463と我が国総面積の49・3%を占めている。

過疎地域の割合の多い地域を見てみると、市町村数割合では、大分県が75・9%と最も多く、人口割合では鹿児島県の31・5%が、また、面積割合では高知県の74・5%がそれぞれもとも多くなっている。

2、過疎地域の人口推移

(1) 過疎地域の人口は今後も減少
過疎問題が顕在化した昭和35年における過疎地域の人口は、1304万人と総人口9430万人の13・8%を占めていた。その後、過疎地域の人口は減少し、最初の過疎法である緊急措置法が施行された昭和45年には9・6%、振興法が施行された昭和55年には7・5%に、活性化法の施行された平成2年には6・4%に、そして自立促進法が施行された平成12年には、全人口1億2693

万人に対し過疎地域人口は713万人、5・6%となっている。将来の人口推計によれば、今後も過疎地域の人口割合は減少が続けることが考えられるとしている。

人口規模別に過疎地域の市町村数を見てみると、人口1万人以上の団体が昭和35年には533団体だったのが、平成12年には179団体と約3分の1に減少している。

一方、人口が2千人未満の団体は昭和35年には28団体であったのが、平成12年には150団体と5倍以上に増加している。

人口減少の要因を見ると、かつてのような著しい人口流出に伴う社会減の減少幅は縮小傾向にあるものの、近年の出生数は低下傾向に、死亡数は増加傾向にあるため、自然減が社会減と同水準になっている。そして、今後も過疎地域の人口は、減少することが予想されるとしている。

(2) 過疎地域は全国に先駆けた高齢社会

過疎地域の年齢階層別人口構成を全国と比較すると、0～14歳及び30～64歳人口の割合については大差はないが、15～29歳の若年者比率は全国水準の20・2%を下回る13・5%という低位になっている。一方、65歳以上の高齢者比率は29・2%と高い(全国は17・3%)。

また、高齢者比率、若年者比率について将来の推計値をみると、平成32年の全国の高齢者比率は、平成7年から平成12年までの間の過疎地域の高齢者比率と同程度であり、過疎

地域は全国に20年以上先行した高齢社会となっている。

3、過疎地域の財政状況

過疎地域の1市町村当たりの決算額をみると、歳入歳出とも全国平均の3割程度であり、財政規模は極めて小さい。

また、市町村の財政力を示す指標である財政力指数をみると、平成12年度においては、全国平均が0・40であるのに対し、過疎地域の平均は0・19となっており、過疎地域の財政力は極めて脆弱なものとなっている。これを平成13年度における財政力指数の段階別の分布で見ると、町村では0・1以上0・2未満の区分に約6割と最も多く分布している。

4、過疎地域の産業と雇用

過疎地域の産業別就業人口割合は、かつて中核的な産業であった第一次産業は、昭和45年から平成12年の30年間に大きく減少し、現在では第三次産業がほぼ5割を占め、第二次産業も約3割となっている。

また、農業所得について耕地10a当たりの生産農業所得をみると、北海道を除く地域では、過疎地域は全国と比較して依然格差が見られる。

さらに、企業立地の動向をみると、昭和50年代に着実に増加し、昭和62年度から平成3年度にかけて非常に高水準となった後、平成4年度からはそれ以前の水準に戻っている。また、長期的には非製造業の割

合が増加傾向にある。

5、交通・通信の整備状況

(1) 市町村道の整備格差は縮小

交通体系の整備は、産業、雇用、教育、医療等の基礎であり、交通条件の改善は過疎地域自立促進の基本的条件となっている。

道路の整備状況を見てみると、改良率や改良済幅員5・5m以上の整備率をみると、着実に整備が進められているものの、国道、都道府県道、市町村道のいずれも過疎地域は非過疎地域を下回っており、依然として格差がみられる。特に都道府県道については、平成12年で13・6ポイントの格差がある。

ただ、市町村道については、昭和45年度から平成13年度の間に改良率、舗装率とも著しく改良され、全国との格差は縮小されている。

(2) 通信環境は大きな格差

通信環境を見てみると、例えば携帯電話の通話地域について面積力パー率で比較すると、過疎地域においては46・9%のカバー率に対し、非過疎地域は74・3%となっており、大きな格差がある。

また、インターネットの利用状況については、インターネットを接続している機器を保有している世帯が、全国平均で48・1%であるのに対し、人口5万人未満の市町村では40%に満たず、町村では36・9%にとどまっている。(総務省 家計状況調査)による)

政 策

6、生活環境の整備状況

過疎地域における生活環境整備の状況を全国と比較してみると、水道普及率については、全国との格差はかなり縮小してきているものの、依然として約9ポイント近い開きがある。

水洗化率については、全国81・9%に対して過疎地域42・9%となっており、倍以上の格差が残されている。

7、定住、交流の促進等

(1) 過疎地域の集落の現状

過疎地域にある約4万9千の集落のうち、10%において、生活扶助、生活補完、資源管理、といった集落機能の維持が困難になっており、それらの集落においては、耕作放棄地の増大、獣害の発生、管理放棄林の増大、森林の荒廃、伝統的祭事の衰退、棚田・段々畑等の景観の荒廃、住宅の荒廃が多く見られる。

また、山間奥地等の基礎条件の厳しい集落の住民を対象とする意識調査によれば、約7割が引き続き今の集落に居住する意向である。集落移転については必要とする意見が2割未満であるのに対し、集落再編(移転を伴わない集落再編成)については3分の1以上が必要と考えている。

(2) 集落移転・集落再編の取組

集落移転は昭和45年から54年に6割以上が実施され、集落再編は、比較的最近に多く実施されている。

集落移転の主な背景や理由は、効率的な行政サービスの提供、高齢化や人口流出による自然消滅の可能

性、積雪による集落孤立化の解消であり、集落再編については、高齢化や人口流出による自然消滅の可能性、地域コミュニティの連帯・強化である。

過去に集落移転または集落再編を経験した住民を対象とした意識調査によれば、集落移転してよかったとの回答は8割以上を占めており、集落再編して良かったとの回答もほぼ5割を占めている。

(3) Uエータンの促進

過疎地域市町村および特定市町村においては、7割近くがUエータンに取り組んでいる。Uエータンに取り組んでいる市町村の目的は、「人口増加」が最も多く、次いで、「農林業の担い手確保」となっている。

Uエータンに関する定住促進策の有無については、全体の53・9%の市町村があると回答している。具体的な施策としては、住居に対する支援と各種奨励金による支援が約3割の市町村において実施されており、これらに次いで就職・就業・起業に対する支援となっている。

(4) 都市との交流・連携

過疎地域における都市部との連携・交流のアンケート調査によると、全体の8割近くが連携・交流事業に取り組んでおり、主要施策として浸透している。

事業の効果としては、「地球資源が再発見・有効活用される」ことが最も高く評価されており、期待以上の効果との回答も2割近くある。自然体験・田舎体験メニューで、

特に人気の高いものは「自然体験」、「農作業体験」、「郷土料理体験」となっている。

過疎対策事業の実績

活性化法までの30年間ににおける過疎対策事業の実績は約62兆円である。分野別にみると、振興法の時代までは約半分を占めていた「交通通信体系の整備」が活性化法時代にはそのシェアをやや下げ、他方で、「産業の振興」のシェアが着実に高まり、また、「生活環境の整備」、「高齢者の保健・福祉」のシェアが活性化法時代に大きく増加している。このように、過疎対策の内容は、時代時代の過疎地域のニーズに応じて的確に変化してきている。

現行の自立促進法に基づく前期自立促進計画(平成12年度・16年度)における過疎対策事業の計画額は約17兆円であり、分野別には、「生活環境の整備」や「高齢者の保健・福祉」等のシェアが従来以上に高くなっている。

過疎地域の自立促進に向けた取組

過疎地域を取り巻く環境や時代潮流が大きく変わる中、過疎地域は豊かな自然に恵まれ、21世紀にふさわしい生活空間としての役割を担い、個性豊かな地域社会を構築することにより、多様性と変化に富んだ、美しく風格ある国土形成に寄与することが期待されている。

このため、総務省及び全国過疎地域自立促進連盟においては、地域

の自立と風格の醸成を目指し、過疎地域においてこれらの課題に取り組み、創意工夫により活性化が図られている優良事例を表彰する「過疎地域自立活性化優良事例表彰」を実施している。

平成14年度においては、総務大臣賞として、山形県立川町、千葉県富浦町、鳥取県智頭町の3町が選ばれた。

山形県立川町は、全国的にもまれな悪風を風車による風力発電に利用し、現在では町全体の年間消費電力の半分近くをまかなっているほか、町内で発生する生ゴミを全量堆肥化するなど、「環境にやさしいまちづくり」を掲げている。

千葉県富浦町では、道の駅を中心とした観光農業事業や加工・商品開発事業等を展開する「枇杷倶楽部」プロジェクトを町と第三セクターが一体となって進め、観光バスツアーの誘致に成功、年間4千台、11万9千人の観光客を集めるなど、地域資源を活用したビジネスモデルを構築している。

鳥取県智頭町は、各集落が振興協議会を設立し計画書に基づいた自治活動を自発的に実施する「0/1セロ分のイチ」運動を展開、自然、歴史、文化などの地域資源を活かし、都市との農村体験交流や「花いっぱい運動」、「高齢者ふれあい会食」など、町が財政的、人的資源の支援を行いながら世代間交流や集落意識の醸成を図っている。

政 策

解説

平成16年度



◆まちづくりのアイデアを募集

環境と経済の統合策では、温暖化対策と地域の活性化を同時に進めるまちづくりモデル事業（13億8000万円）を実施。全国の自治体からまちづくりのアイデアを募集し、大規模・小規模別に各5カ所のモデル地域を選定する。モデル地域に指定された自治体は、04年度から3年間の事業計画を策定し、太陽光発電を生かしたまちづくりなど温暖化防止に直結する事業を進め、その効果を

検証する。

事業計画の策定や効果の検証などの費用は、同省が委託事業として全額拠出し、太陽光発電など具体的な事業費には3分の2を補助する。1カ所当たり、3年間で大規模地域は5億5000万円、小規模地域は1億4000万円を投入する。

環境経営の促進に向け、同省は次期通常国会に「環境経営促進法案」（仮称）を提出する方針。そこで、環境経営に積極的に取り組む企業や事業者が、社会や市場で高く評価され

環境省

環境と経済の
統合を推進
〔18・3%増の3103億円を要求〕

予算概算要求重点施策

環境省の2004年度予算概算要求額は、前年度比18・3%増の3103億円となった。

内訳は、一般政策経費が15・3%増の1066億円、その他施設費が80・9%増の40億円、03年度から経済産業省と一部共管している石油特別会計は、04年度から年間を通して計上する

ため116・7%増の130億円と大幅に伸びた。

温室効果ガスの6%削減を義務付けた京都議定書目標達成に向け、「環境と経済の統合」を重点施策の中心的な柱に提示。脱温暖化と経済活性化を一体的に進める施策や廃棄物対策などに取り組む。

る基盤作りを展開する（1億5700万円）。環境会計ガイドラインを精緻化し、環境報告書も第三者による認証制度やデータベースを整備する。

新しい温暖化対策ビジネスに取り組む法人や事業者に対しては、先見性や先進性の高いビジネスモデルについて事業化を検討したり、核となる技術の実証調査を実施したりする際の費用を補助する。また、既に事業化の見通しが立っているビジネスを立ち上げる場合、設備整備費などを支援する。10億円計上し、費用の2分の1を国、4分の1を自治体が補助する。

また、自治体が設置する地方環境研究所の研究をてこ入れし、地域の環境保全や環境ビジネスの振興に努める（5000万円）。地域が抱える環境問題の解決や経済活性化につながる研究の検討費や、同じ課題を持つ研究所が連携して行うプロジェクトの費用を支援する。さらに、燃料電池の排熱を利用した省エネ冷房システムの実用化、室内照明用発光ダイオード（LED）技術、生ごみの高温高圧処理技術による石油代替エネルギーの開発、ソーダ工場などから出る余剰水素を利用した燃料電池システム―の4分野の開発を同研究所に委託する（1億8000万円）。

◆活動担う人材を養成

樹木医など民間が行っている人材認定制度を国が支援する枠組みなど

政 策

を定めた環境保全・環境教育推進法が、前通常国会で成立した。これを受け、同省は環境保全活動や環境教育を担う人材育成や活動の支援を強化する。具体的には、同法は民間の人材認定制度のうち、国の基本方針に沿う制度を申請に基づいて登録し、情報を提供するとしており、認定制度の登録データベースや情報収集・提供の実施体制を整備する（1800万円）。

03年度に始めた環境教育・環境学習推進基盤整備事業（7000万円）はメニユーを拡充。関連情報のデータベース整備と指導者育成事業に加え、教職員やNPOなどを対象としたディスカッション事業と、職場での環境教育を促すため、社会人向けの教材や教育プログラムを開発する。

地域の環境保全活動を後押しするため、全国に9カ所ある地方環境対策調査官事務所には、住民やNPOなどの活動拠点「パートナーシッププラザ」を整備（8600万円）。3カ年計画で、初年度は名古屋、大阪、広島に設ける。

環境保全活動に取り組む事業者や市民を助言・指導する環境カウンセラーの活用策（5800万円）では、環境教育を行う学校や企業などへのカウンセラー派遣事業を開始。同調査官事務所が学校などの照会に応じてあつせんするほか、これまでカウンセラーが自己負担するケースもあった教材作製費や交通費などを全額支給する。

◆小型風力発電などの普及を支援

温暖化対策では、自治体や住民らで組織する地球温暖化対策地域協議会の省エネ推進事業を拡充し、家庭やオフィスなど民生部門の対策を強化する（10億円）。同事業は、同協議会が省エネ診断を行った一般家庭や事業所が、消費電力の削減効果がある電圧調整器を導入する際、国と自治体で費用の3分の2を補助している。04年度はさらに風力や太陽光の各発電装置、燃料電池装置、断熱効果の高い複層ガラス、輸送用のハイブリッド・トラックの5つを補助メニユーに加える。

気候や生活スタイルなどを考慮した地域別の地球温暖化対策マニュアルも作成する（1億円）。都道府県地球温暖化防止活動推進センターが、住民や学校などからモニターを募り、モニターが取り組んだ対策やCO₂の削減状況などを分析。データを基に地域特性に合った対策をマニュアルにまとめ、住民に取り組みを促す。

また、清掃工場や温泉などの排熱を別の施設の給湯や冷暖房に活用するための整備事業（2億円）を実施。排熱を供給する配管などを整備する自治体には費用の半額、事業者には国と自治体で費用の3分の2を補助する。

同省が05年以降の導入を検討している環境税（温暖化対策税）も検討を進める（5000万円）。同税については、中央環境審議会（環境相の諮問機関）の専門委員会が、石油など化石燃料の輸入・製造業者に対し、引取量や出荷量に応じて課税し、税収は温暖化対策に充てるなどとした報告書をまとめた。同省はこの案を基に各地で懇談会を開き、同税への理解を深める考えだ。

国際的な取り組みでは、京都議定書の発効を控え、気候変動枠組み条約に基づいて毎年提出する温室効果ガス排出・吸収量目録の精緻化や作業の迅速化のための体制整備費（3億1900万円）を計上した。

温暖化以外の国際問題では、廃棄物の投棄による海洋汚染を防ぐロンドン条約で、廃棄物の海洋投棄を原則禁止とする「96年議定書」が04年にも発効する見通しを受け、海洋汚染防止法を改正し、国内体制を整備する（3000万円）。また、船舶の安定性を保つために船舶に取り入れるバラスト水の取り扱いを定めたバラスト水条約も早ければ同年中に採択されるため、同条約に対応した環境を整える（1500万円）。

◆廃焼却炉の解体で補助制度

廃棄物対策では、廃焼却炉を解体撤去する自治体の補助制度を創設する。市町村が廃焼却炉を解体してさらに地に戻す場合は、費用の30%が地方交付税で手当てされる。しかし、多額の費用がかかるために解体・撤去は進んでおらず、市町村から補助金化の要望が出ていたため、廃棄物処理施設整備の公共事業費（1705億6500万円）を活用し、費用

の4分の1を補助する。

産業廃棄物の不法投棄問題については、国も現場の立ち入り調査などができるようにした改正廃棄物処理法が前通常国会で成立した。これに伴い、地方環境対策調査官事務所に暗視スコープや4輪駆動車を配備し、国の調査体制を充実させる（2000万円）。併せて都道府県などと連携し、普及啓発や未然防止のための技術研修会などを実施する。

また、監視員による警戒活動や監視カメラの設置など、不法投棄の未然防止や早期発見につながる事業を行う自治体への補助事業（3億3200万円）も継続し、費用の3分の1を補助する。

政府が3月に決定した循環型社会形成推進基本計画の推進では、循環型社会作りのモデル事業を実施（3億3000万円）。地域が一体となつてグリーン購入などを進める事業を公募・実施し、効果や課題を検証する。

電子マニフェスト（産廃処理管理票）の普及事業（2億4900万円）では、98年度に導入した現在のシステムを全面改良するほか、パソコンが設置できないような場所でも利用できるように携帯情報端末（PDA）を開発する。

浄化槽については、市町村が主体となった整備を普及させるため、都道府県による支援体制を強化（2億8600万円）。都道府県が、市町村の首長を対象にした意識啓発や担当者の研修会、市町村への専門家派

政 策

遣などを行う場合、費用の2分の1を補助する。

◆ 民間の低公害車導入に助成

大気汚染の取り組みでは、低公害車導入の補助制度を拡充する(6億円)。自治体の公用車に限っていた補助対象に、地域組織や業界団体など自治体の認定を受けた民間事業者が購入する低公害車を加える。低公害車と一般車の差額と天然ガスなど供給施設の設置費用についてそれぞれ2分の1を補助する。

ヒートアイランド問題では、石油特別会計に計上した自治体の対策技術率先導入事業(10億2000万円)を通じ、新技術を導入する自治体を支援する。空調の室外機からの排気に水を噴霧して排気熱を下げたり、ビル壁面に太陽光の反射率が高い塗料を塗って室内への熱の吸収を抑えたりする技術などに対し、導入費用を半額補助する。

3月に京都、滋賀、大阪を会場に開かれた第3回世界水フォーラムを契機とした新たな取り組みとしては、都市近郊の流域調査を通じて、流量の減少や枯渇が水環境に及ぼす影響などの評価分析(5000万円)地下水位や地下水質のモニタリングを活用した地下水管理手法の確立などを盛り込んだ。

化学物質対策では、新しい化学物質を輸入・製造する事業者に動植物への影響調査を義務付ける改正化学物質審査規制法が成立したのを受け、同法施行前から使用されている

化学物質の動植物への影響を調査する(2億6400万円)。

旧日本軍の毒ガス問題では、茨城県神栖町の被害者への医療・療養手当費や関連調査費などに27億8500万円を計上した。

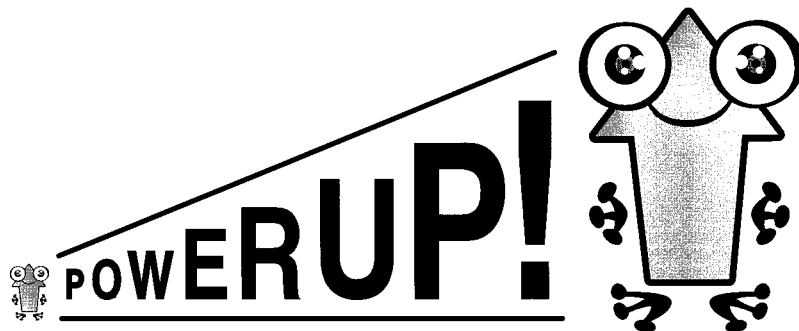
◆ 移入種対策に本腰

自然保護対策については、生態系への影響が危惧される移入種問題に本腰を入れる(2億8900万円)。同省は次期通常国会に移入種対策法案(仮称)を提出す方針。同法による05年度からの制度運用を視野に、移入種のリスク評価手法マニュアルなどを作成。自治体やNGOと連携し、防除・管理のモデル事業を行う。国立公園の管理では、利用者に自然について解説する専門家(インタープリター)を、利用者の多い国立公園18カ所のビジターセンターに配置(1億5000万円)。また、利用者の足となるバスやタクシーを低公害車化し、CO2排出量を削減するといった環境を重視した国立公園の整備計画を自治体が住民らと共同で策定する場合、その費用を助成する(4500万円)。

政府の新・生物多様性国家戦略が主要テーマの1つに位置付けている里地里山の保全では、住民や自治体、NPOなどが連携して里地里山の管理保全に取り組むモデル事業(1億円)を全国5カ所で展開する。

(時事通信社 中村 卓朗)

M's Action.



新 決 する 保 険
ザ・ベクトル

カエレル生命保険「ザ・ベクトル」は、みつついい!!



ザ・ベクトルは、ご加入後も人生の変化に応じて、保障内容や保険料を「カエレル」。高い自在性をそなえた、変化の時代を生きるための保険です。



ザ・ベクトルは、マモル機能(1泊2日からの入院保障、ガンや介護の保障)、タマル機能(すぐれた貯蓄機能)、積立金を自由に引き出せる機能など、いろいろ「ソロツテル」安心の保険です。



ザ・ベクトルは、オトクな割引制度、ベンリな「M-VAセットプラン」、多彩なアフターサービスで1人1人をササエル「ぐっと、Communication」など、「オリジナル」なサービス満載の保険です。

お問い合わせは: <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

BEST/ベスト
三井生命

活 動

平成十四年度 成町村職員生活協火災・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成十四年度事業概要および決算については、本年七月三日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モータリゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然的自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安

定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っている。

平成十四年度の実業概要は下記のとおりで、組合員については、退職者組合員制度の発足等により、前年度比二〇・二〇三(九・八%)の増加となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より一・七〇五(一・四%)の減となったが、共済掛金は前年度比四三二万余円(〇・二%)の増となった。風水害特約共済は、契約件数で前年度より二七七件(一・〇%)の減となったが、共済掛金は、前年度比一八八万余円(〇・六%)の増となった。自動車共済事業では、契約台数は前年度比五、一二五(二・三%)の増とな

り、共済掛金も、一億一、三十四万余円(二・〇%)の増となった。一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比九件(二・〇%)の増となり、共済金合計においても九五万四余円(一・三%)の増となった。また、災害見舞金の給付件数については前年度比四八件に比し、二〇件災害見舞金にし

表1 組合加入状況

区 分	人 員	口 数	出 資 金
平成14年度	226,955人	19,289,487口	1,928,948,650円
平成13年度	206,752	19,033,924	1,903,392,380
比較増減	20,203	255,563	25,556,270
増減率	9.8%	1.3%	1.3%
平成12年度	211,419人	19,170,250口	1,917,024,990円

(注) 出資金額は預り出資金(1口100円未満の端数口数の累計額)745,650円を含む。

表2 火災共済加入状況

区 分	共済契約件数	契 約 口 数	共 済 掛 金
平成14年度	120,479件	25,176,188口	1,764,744,220円
平成13年度	122,184	25,111,999	1,760,419,150
比較増減	1,705	64,189	4,325,070
増減率	1.4%	0.3%	0.2%
平成12年度	125,399件	25,371,217口	1,777,973,210円

(注) 印は減を示す。

表3 風水害特約共済加入状況

区 分	特約付加件数	契 約 口 数	特約共済掛金
平成14年度	27,591件	5,458,699口	328,179,330円
平成13年度	27,868	5,429,928	326,290,920
比較増減	277	28,771	1,888,410
増減率	1.0%	0.5%	0.6%
平成12年度	28,627件	5,492,809口	330,071,980円

(注) 印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

区 分	契 約 台 数	共 済 掛 金
平成14年度	225,112台	5,814,017,360円
平成13年度	219,987	5,700,868,640
比較増減	5,125	113,148,720
増減率	2.3%	2.0%
平成12年度	224,835台	5,848,545,490円

表5 火災共済金支払状況

区 分	火 災 件 数	共 済 金 金 額	臨 時 費 用 件 数	共 済 金 金 額	残 存 物 取 上 げ 費 用 件 数	共 済 金 金 額	失 火 見 舞 費 用 件 数	共 済 金 金 額	合 計	損 害 率
平成14年度	454件	635,039,560円	458件	62,146,557円	152件	19,294,458円	4件	817,553円	717,298,128円	40.6%
平成13年度	445	618,796,808	445	66,784,108	109	20,112,315	6	2,060,000	707,753,231	40.2
比較増減	9	16,242,752	13	4,637,551	43	817,857	2	1,242,447	9,544,897	0.4
増 減 率	2.0%	2.6%	2.9%	6.9%	39.4%	4.1%	33.3%	60.3%	1.3%	—
平成12年度	518件	544,621,496円	518件	58,644,614円	48件	13,654,850円	4件	485,700円	617,406,660円	34.7%

(注) 印は減を示す。

表6 見舞金支払状況

区 分	件 数	見 舞 金	一件当りの見舞金
平成14年度	20件	1,925,000円	96,250円
平成13年度	48	5,043,000	105,063
比較増減	28	3,118,000	8,813
増減率	58.3%	61.8%	8.4%
平成12年度	26件	2,568,000円	98,769円

(注) 印は減を示す。

事業状況
火災共済
契約件数
は二〇、
四七九件
で前年度に
比し、一、
七〇五件
の増加が、
口数は六
四、一八
九の増加
した。

て一九二万余円の給付があった。さらに、風水害特約共済金の給付については前年度比四件(一〇・三%)の増となり、共済金においても三〇七万零余円(一三四・六%)の増となった。

自動車共済事業では、支払件数で前年度比六五六件(六・四%)の減となり、共済金においては三億二、三五七万零余円(一〇・八%)の減となった。本年度における事業剰余金をもつてする事業利用分戻金の配分率は、火災共済が二九・三〇%、風水害特約共済が二七・八七%、自動車共済が一六・一九%となった。

1、組合加入の状況
退職者組合員制度の発足及び火災共済事業員外利用者の同組合員への移行もあり、平成十四年度末現在の組合員数は二六、九五五人で前年度に比し二〇、二〇三(九・八%)増加した。また出資金についても前年度に比し二、五五五万零余円・三%の増の一九億二、八八四万零余円となった。なお、本年度における剰余金の一部を出資金に充当した額は二、九六五万零余円となった。

活 動

表 7 風水被害特約共済金支払状況

区 分	特 約 共 済 金		臨 時 費 用 共 済 金		残存物取片づけ費用共済金		合 計	損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
平成14年度	43件	46,032,355円	43件	6,904,838円	17件	580,057円	53,517,250円	16.3%
平成13年度	39	19,566,600	39	2,934,983	14	308,257	22,809,840	7
比較増減	4	26,465,755	4	3,969,855	3	271,800	30,707,410	9.3
増減率	10.3%	135.3%	10.3%	135.3%	21.4%	88.2%	134.6%	—
平成12年度	42件	32,218,443円	42件	4,832,758円	6件	252,341円	37,303,542円	11.3%

め共済掛金は一七億六、四七四万余円となり前年度より四三三万余円(〇・二%)の増となった。また、一件当たり平均口数は二〇八口(二〇八〇万円)となり前年度より三口(三〇万円)の増となっている。

風水被害特約共済

特約付加件数は二七、五九一件で前年度に比し二七七件(一・〇%)減少した。特約共済掛金は、三億二、八一七万余円で前年度より一八八万余円(〇・六%)の増となった。なお、火災共済契約

件数に対する特約付加

表 8 自動車共済金支払状況

区 分	対 物 賠 償 共 済		対 人 賠 償 共 済		合 計		損害率
	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
平成14年度	8,769件	1,722,662,813円	833件	947,289,166円	9,602件	2,669,951,979円	45.9%
平成13年度	9,278	1,822,190,159	980	1,171,337,851	10,258	2,993,528,010	52.5
比較増減	509	99,527,346	147	224,048,685	656	323,576,031	6.6
増減率	5.5%	5.5%	15.0%	19.1%	6.4%	10.8%	—
平成12年度	9,546件	1,925,515,224円	973件	1,249,036,048円	10,519件	3,174,551,272円	54.3%

(注) 印は減を示す。

表 9 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成14年度	64件	1,920,000円	11件	1,100,000円	75件	3,020,000円
平成13年度	113	3,390,000	16	1,600,000	129	4,990,000
比較増減	49	1,470,000	5	500,000	54	1,970,000
増減率	43.4%	43.4%	31.3%	31.3%	41.9%	39.5%
平成12年度	116件	3,480,000円	14件	1,400,000円	130件	4,880,000円

(注) 印は減を示す。

表10 平成14年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 支 払 共 済 金	3,440,767,357円	1 共 済 掛 金	7,906,940,910円
2 見 舞 金 等	4,945,000	2 共済契約準備金戻入	6,492,407,000
3 管理費及び諸経費	2,307,888,517	3 資 産 運 用 収 益	147,568,813
4 共済契約準備金繰入	6,810,981,000	4 雑 収 入	5,978,791
小 計	12,564,581,874		
経 常 剰 余 金	1,988,313,640		
合 計	14,552,895,514	合 計	14,552,895,514
1 税引前当期剰余金	1,988,313,640		
2 法 人 税 等	253,599,078		
3 当期剰余金(計)	1,734,714,562		
4 前期繰越剰余金	71,660,317		
5 当期末処分剰余金(計)	1,806,374,879		

(注) 印は減を示す。

三件、残存物取片づけ費用共済金で三件(二・四%)増の一七件となり、共済金の合計は三、〇七〇万余円(一三四・六%)増の五、三五一万余円となり、損害率は、全体で前年度より九・三ポイント高い一六・三%となった。これは主に平成十四年七月十一日に上陸した台風六号の被害(支払共済金一四件三、七八九万余円)によるものである。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、八七二万余円の風水被害特約共済支払備金を計上し、平成十五年度に繰越することとなった。

自動車共済事業

共済金

支払件数は、前年度に比し対物賠償で五〇九件(五・五%)減の八、七六九件、対人賠償では一四七件(一五・〇%)減の八三三件となった。

また、共済金においては前年度に比し対物賠償で九、九五二万余円(五・五%)減の一七億二、二六六万余円、対人賠償においては二億二、四〇四万余円(九・一%)減の九億四、七二八万余円となり、共済金の合計は、前年度に比し三億二、二五七万余円(一〇・八%)減の二六億六、九九五万余円となった。損害率は、全体で前年度より六・六ポイント低い四五・九%となった。

なお、本年度は、既発生事故のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一四億五、八八〇万余円の自動車共済支払備金を計上し、平成十五年度に繰越することとなった。

臨時費用

支払件数は前年度に比し傷害で四九件(四三・四%)減の四四件、死亡は五件(三・三%)減の一件となった。また、臨時費用の金額は傷害で一四七万円(四三・四%)減の一九二万円、死亡は五〇万円(三・三%)減の一〇〇万円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し一九七万円(三九・五%)減の三〇二万円となった。

情 報

カプセル Now & New

町施設を結ぶ通信 ネットワークを構築 北海道 新得町

町は、図書館など町の一八施設と役場を結ぶ通信ネットワークを構築している。約一〇km離れた屈足支所や四〇km離れた富村牛小中学校など九か所はISDNで接続し、近隣施設は無線を利用する。町民はインターネットを通じて町行政の情報閲覧や施設予約ができるようになる。

「サマーリサイクル」宮城県 志津川町

「ごみ焼却を近くの気仙沼市の処理センターに依頼している町は、ごみ処理対策の一環として、サマーリサイクルに関する調査に取り組んでいる。サマーリサイクルは、廃棄物処理の熱エネルギーで発電する仕組みで、ガス化溶融炉がある市町村を視察するなど調査を進めている。

「町民節電所」事業を推進 山形県 立川町

町は、節電は新たに発電するのと同じ効果との発想から、町民から節電の希望者を募って「町民節電所」事業を推進している。「節電所」は約半年間、各自で定めた節電目標の達成に取り組みもので、町内一〇〇戸が参加し、前年同期比平均五・五％減の節電を目指している。

剣岳の町営山荘の新築 富山県 上市町

観光による地域活性化を図っていくため、町は、北アルプス

の名峰剣岳の玄関口にある馬場島の町営山荘を新築する。収容人数を五〇人に拡大し、要望が多い浴室も新たに設置する予定。周辺地域で進める遊歩道の整備と合わせ、観光客が利用しやすい施設に整備していく。

読書を促進する リーフレットを作成 長野県 波田町

町は、家族みんなで読書に親しみ、感性や創造性豊かな子どもを育てていくため、「家族みんなで読書のすばらしさ」と「本は楽しい」の二種類のリーフレットを作成。読書経験談や推薦する本などを紹介している。また、読書啓発の会も開き、読書の普及促進に努めている。

町営の百円バスを運行 静岡県 春野町

町は、山間部を含む町民の交通利便性の向上を目的に、町営の百円バスの運行を始めた。六路線で、一路線は週各二日運行し、一日二往復する。日祝と年末年始などは運休。二六人乗りマイクロバスと一〇人乗りワゴン車を使い、バス運行の運営・管理は民間に委託している。

高齢者等の 外出支援事業を実施 兵庫県 浜坂町

町は、町内在住の六五歳以上の高齢者などを対象に、自宅から町内の病院や保健施設の間をワゴン車で送迎する外出支援事業を行っている。利用料は片道一回二百円で、車いす利用者であれば二人、ストレッチャーに寝た人は一人を乗せられる。

周遊と循環バスの 接続実験を推進 奈良県 明日香村

公共交通の利便性を高めて村内の自動車通行量を減らすと、村と奈良交通は、観光拠点を巡る周遊バスと村民向けの循環バスの接続を円滑にする実験に取り組んでいる。周遊バスは「かめバス」と名付け、行案シーズンは三〇分間隔、オフシーズンは六〇分間隔で運行している。

土砂埋立てなどを 規制する条例を施行 岡山県 美星町

町は、土壌汚染などを防止していくため、土砂などによる埋め立てを規制する条例を施行した。井戸水に依存している町民が多いことから、事業主や施工者に対し、土壌汚染や崩落災害等が起きないよう万全の措置を講じることを義務付け、罰則も設けている。

パワースタイルハビリーター ション教室を開催 島根県 瑞穂町

町は、高齢者に介護の必要がない生活を送ってもらおうと、専用のトレーニング器具を使ったパワースタイルハビリーターション教室を開催している。教室は町内の長期療養型病院で週二回開催。理学療法士や健康運動指導士などが上半身や足などを鍛える指導を行っている。

干潟再生に向けた実験 香川県 土庄町

干潟再生に向けた実験 香川県 土庄町

し、海岸約五百平方mを七区画に分割し、それぞれ条件を変えて三年間実施する。アサリ等の生育に有効な方法が解明されることなどが期待されている。

職員倫理条例の規則と要綱を策定 福岡県 築城町

町は、四月に施行した町職員倫理条例の規則と要綱を策定し、四月に遡って適用した。職員が不正な働き掛けを受けた場合、政治倫理審査会に調査請求できる権利を盛り込んだのが特徴で、内部告発に近い制度も整えた。Q&A方式で解説した冊子も職員へ配布していく。

高速大容量の 情報通信網を整備 宮崎県 木城町

山間部にある町は、都市部との情報格差解消を図っていくため、行政主導で公共施設と家庭を光ファイバーで結ぶ高速大容量の情報通信網の整備を進めている。平成十六年四月からの供用開始を目指しており、加入家庭は月額四千円以内でインターネットが使い放題になる。

小学生の詩歌集 「すかんぼ」を刊行 鹿児島県 宮之城町

町教育委員会は、大人になる前に自然や世の中などについて考え、それを言葉で表現してほしいとの願いから、町内の小学生を対象に詩や短歌などを募集。応募作の中から特撰と入選の四三作品を詩歌集「すかんぼ」としてまとめ、刊行した。

随 想

■ 仕事と運



静岡県静岡県
静岡市南町長
阿沢伸行
かん なみ

平成6年4月の初当選以来本年度10年目、町づくりのコンセプトとして「快適な環境、創造性豊かな都市かんなみ」を掲げ、町づくりに励んでまいりました。

これまでを振り返りますと様々な出来事がありました。就任早々、当町では既に焼却場の建設が決まっております。(待てよ・・・焼却場よりも先にやるものがあるのではないか？そつだ、これからは少子高齢化の時代に入るぞ。)そこで、保健福祉センターの必要性について当時の助役に相談を持ちかけたところ快諾してくれ、保健福祉センターの建設を焼却場より先に進めることとなりました。するとその後、ダイオキシン対策のため、平成10年からは、排ガス中のダイオキシン濃度を0.1ng以下にするようにとの指示が厚生省より出されました。当初の計画では、焼却場は平成9年度に完成予定でしたので、もし計画通りに建設さ

れていたなら、完成後1～2年でダイオキシン対策のために数億円もの出費となるところでした。今思えば、あの時思い切つて決断し、建設の順序を変えたことが幸いでした。そして平成12年に完成した焼却場は、ダイオキシン濃度0.05ngという、環境を考慮したすばらしい施設となりました。

平成10年8月30日、函南町は集中豪雨に見舞われました。雨は8月28日から降り始め、町内低地で一部水害が開始しました。30日早朝には、町内の至る所で水害による通行止めが発生し、床上・床下浸水が多発、消防団も職員も防災協力会もそれぞれ持ち場に配置されました。30日朝7時頃、来光川が大量の雨水や流木でいっぱいになり、町の中央公民館の上流部(来光川)が越水しました。私は災害対策本部で通報を受けましたが、「身の毛がよだつ」まさにこの状況でした。函南町始まって以来、来光川が越水したことはなく、

瞬間、町内平坦部は大水害になると思いました。総務課長より提案があり、即自衛隊(御殿場板妻駐屯地34連隊)に救援隊を要請、その後静岡県にその旨を通報しましたが、県からは順序が違つとお叱りを受け、それもそうだと、後になれば納得もいきますが、予期しない出来事とはそんなものであります。幸い、30日は日曜日、その上朝の出来事であつたので運がよく、地区の子供から大人まで多くの皆さんに呼びかけ、手のあいている方をお願いして土嚢積を手伝っていただきました。この水害が夜であつたら、揺れる堤防の上を歩くこともできなかったであろうと思うとぞつとします。しかしあの時、地域の皆さんの力がいかに偉大なものであるか痛感いたしました。現在、静岡県では東海地震が予想され危惧されております。(とつさの出来事には臨機応変に対処することが大切である。)この集中豪雨の体験の中で身を持って学んだことは、忘れずに活かしたいと思います。

次に、大変喜ばしい出来事であります。これまで当町では高温の温泉は出ないと言われておりました。過去4本の温泉を業者、町当局でそれぞれ2本ずつ、1000m掘りましたが1本も成功しませんでした。しかし私は、町民の「温泉が欲しい」という願いを叶えたい一心で、空中探査の予算を認めてもらい、町の平坦部の探査を行いました。すると2か所が候補地に上がり、その内のひとつは

何と、道路より2m中に入つただけの、住宅地の中に白羽の矢が立てられたのでした。そこには区の倉庫がありましたが移転していただき、温泉を掘ることになりました。50m掘ると地下水が自噴、それから下は粘土質、700m、800m、1000mと予定通り掘削は進みましたが温泉は出そうにもありません。ボーリング会社の人も頭を抱え、増掘をしようということになりました。私はその時言いました。「1000mが約束だ。掘削機を上げるのも大変かもしれないが、上げて湯湯試験をしてほしい。たとえ20でも30でも、その湯量が知りたいたい。」そして湯湯試験が始まりました。その時です。担当課長が「温泉が出た！」と私に知らせくれました。掘っている時には何の兆候もなかった井戸から一気に180の温泉が出たのです。1日目、2日目と温泉の量は増え、遂に毎分424、63度の温泉が出ました。誰もが喜び、待望の温泉会館が昨年10月にオープンいたしました。1年間で来場者は20万人に達し、1年経つた今でも多くの方々に喜んでいただき、連日賑わいを見せております。

ある時、誰かが言ったことがあります。「町長は運がいい人だ」・・・確かに私は運が良いのかも知れません。しかし、努力の積み重ねがあつて初めて運は味方するのではないかと思うのです。これから運を味方にできるよう努力を重ね、町政に励みたいと思います。

政策リーダー

政策リーダー

「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」まとまる

国土交通省、環境省など関係五省で構成した「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」は十月十六日、水循環の健全化についての計画作りを行う自治体向けのガイドラインを策定した。

自治体がきっかけとなって、地域住民や民間非営利団体（NPO）などが互いに連携し、どのような目標やプロセスで実際に取り組むかについて、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すための基本的な方向や方策のあり方を提示した。

現在、都市への人口や産業の急激な集中、近年の気象変化等による水質汚濁や平常時の河川流量の減少などさまざまな問題が顕在化しており、流域全体を視野に入れた水循環系の健全化が急務となっている。

このため、健全な水循環系構築に向けた取り組みを具体化するため、水循環系の実態把握の手法、水循環系の問題点や要因の分析手法、課題の整理方法の例示、健全な水循環系構築に向けた基本方針や目標設定の考え方、地域における各主体の連携のあり方とその取組の評価、健全な水循環系構築に向けた計画づくりの事例や地域の取組の紹介など、地域がどのようにして水循環系の実態を把握し、必要な施策を行動に結び付けていくかを示した。

今後、国の出先機関や都道府県に配布し、周知を図る予定。

「全国過疎問題シンポジウム in みやざき」開催される

来る十一月十日、十二日の三日間「全国過疎問題シンポジウム2003 in みやざき」が総務省、宮崎県、全国過疎地域自立促進連盟等の共催により宮崎市において開催される。

今年のシンポジウムは、「小さな地域からの変革」住民参加による地域の新たな価値の創造と発信」をメインテーマとし、今後の過疎地域の目指すべき方向について議論するとともに、参加者相互の交流を図ることを目的に開催されるものである。

過疎市町村ではいまだ、若者の流出と同時に高齢化が進み、また農林漁業の停滞・産業経済の停滞・住民の生活基盤の都市地域との格差等厳しい状況が続いている。

このような状況を踏まえた今回の会議では、一日目、宮崎県内の五ヶ瀬町など過疎地域四町においての体験観察夜学、二日目の全体会では九州大学大学院の小川教授による「小さな地域からの変革を」をテーマとした基調講演や宮崎県知事も交えたパネルディスカッションを行うほか「地域自立活性化優良事例」として新潟県山北町などが総務大臣表彰を受けることなども予定されている。最終日は三つの分科会に別れて「地域資源を活かした産業おこしの方策」等それぞれのテーマでディスカッションなどを通して過疎地域の魅力の向上、自立促進に繋がる方策を探ることとなっている。

全国森林計画を閣議決定

―林野庁―

政府は、このほど地域森林計画の基礎となる全国森林計画を閣議決定した。計画期間は〇四年四月から一九年三月までの一五年間。先の森林法改正により、計画事項が「森林の整備の目標」から「森林の整備と保全の目標」に改正されたことを受け、保安林、治山事業等の森林の保全に関する事項を充実させた。

同計画では、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」の三つに区分し、それぞれの施策の基準を示すことにより森林の整備、保全を推進することとしている。

また、保安林については、水源かん養、土砂流出防止、保健等の機能に重点を置いて計画的に配備を推進し、その保全を確保することとしたほか、治山事業については、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、荒廃地等を中心として緊急かつ計画的に実施するとしている。

なお、二〇一九年三月時点での森林整備・保全の目標面積は、スギやヒノキなどの単層林を〇一年度末比五％減の九八二万haとする一方、広葉樹なども混じる複層林を同二・四倍の約二一五万haに増やすこととしている。